

＜パブリックコメント＞

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正についてご意見を募集します

鎌倉市では、海水浴場の健全化に向け「他人を思いやり、お互いが快適に楽しめる海水浴場」を基本理念とした「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」を今年の6月に制定し、海水浴場のシーズンを迎えましたが、過度に飲酒した海水浴客によるマナー違反などの課題も残りました。

今回の改正は、今年の状態と課題を踏まえ、マナーに反する迷惑行為全般を禁止行為とし、中止命令を行うことを盛り込みます。さらに、風紀悪化の要因と考えられる海水浴場の砂浜での飲酒と音響機器の使用を禁止しようとするものです。

この条例の改正案について、皆様のご意見をお待ちしております。

意見募集期間

平成26年12月1日（月）～ 平成27年1月5日（月）必着

意見提出方法

- ① 持参、郵送：〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市観光商工課
- ② FAX：0467-23-7505（あて名を観光商工課としてください）
- ③ Eメール：kankou@city.kamakura.kanagawa.jp

※意見書の書式は特にありませんが、必ず住所、氏名、電話番号を記入してください。

※電話や窓口での口頭によるご意見はご遠慮ください。（必ず書面にてお願いします。）

意見等の公表

いただいたご意見とそれに対する鎌倉市の考えは、平成27年1月中旬に市ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

問い合わせ先

鎌倉市市民活動部 観光商工課
電話 0467-61-3884（直通）



◆ 改正に至った経緯

鎌倉市では、海の家クラブ化や、入れ墨を露出した若者、酒酔い客によるマナーの悪化に対処するため、平成26年2月に「海を家の営業に関するルール」を海浜事業者とともに策定し、同年6月に「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」を制定しました。

海水浴場シーズン中は、条例に基づき市職員や警備員が巡回し、入れ墨の露出や大音量の音楽を流す海水浴客に声掛けを行いました。

その結果、風紀、マナーの改善について一定の効果がありましたが、一方で逗子海水浴場の厳しい規制を受け、鎌倉にマナーの悪い若者が流れ、昨年以上に風紀が悪化したとの指摘も受けております。事実、過度な飲酒によるトラブルなど、海水浴客のマナーや風紀の悪化に関する市への苦情は、昨年約2倍寄せられ、海水浴場周辺での犯罪発生件数も倍増しました。

市は、今年度の海水浴場の状況について、広く意見を聞くため、海水浴場の近隣住民や市政e-モニターを対象としたアンケートを実施しました。アンケートでは、「条例により海水浴客のマナーは改善したか」という設問に対し「改善は見られなかった」とする回答が半数近くあり、「海水浴場での飲酒の規制について」の設問に対し「海の家以外では飲酒を規制するべき」とする回答が多くありました。

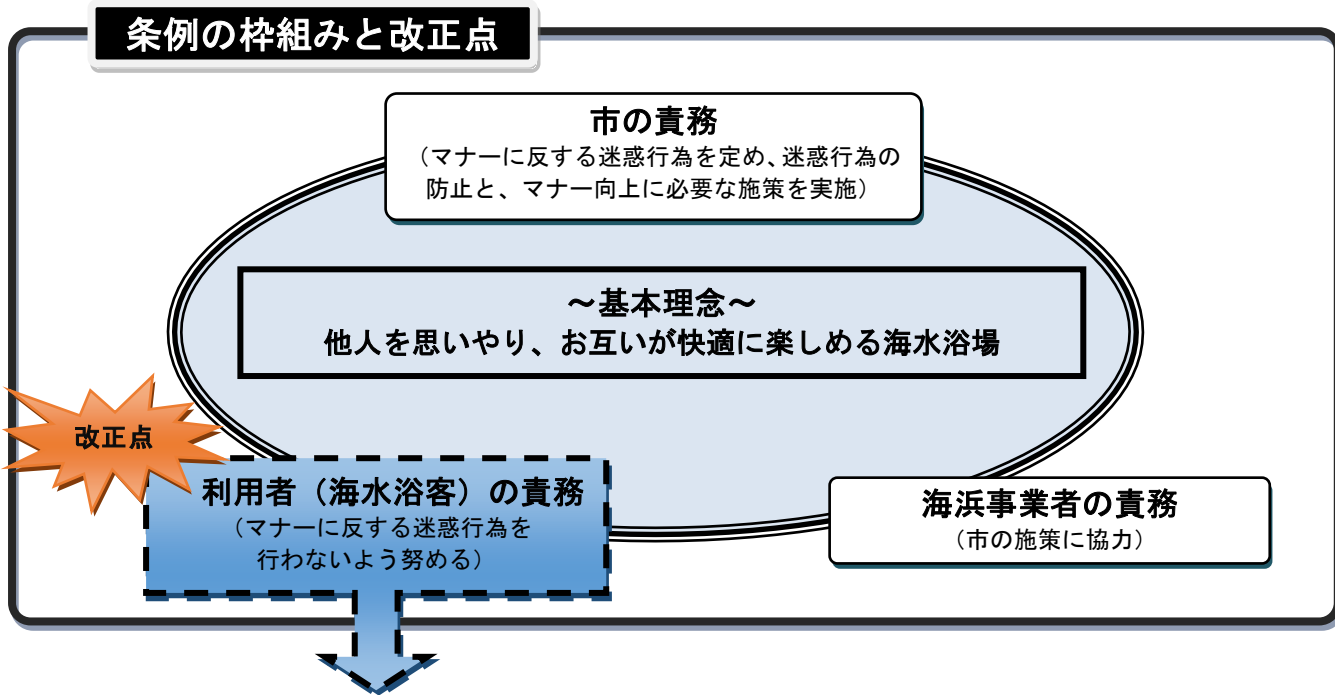
その後、関係機関や市民団体、海水浴場の近隣自治町内会の皆様に構成する「鎌倉市海水浴場健全化検討部会」を開催し、アンケート結果を踏まえ、海水浴場の課題や解決方法などについて協議を行いました。

部会では、市の条例の規制強化を求める声や、マナーの悪い一部の若者が、本来の海水浴とは無関係な飲酒や遊興の場として鎌倉の海水浴場を認識し、過度な飲酒や大音量での音響機器の使用により、風紀を悪化させているといった意見が出されました。

アンケートや部会で出された意見や議論を通じ、市は、本来の海水浴とは無関係な飲酒や遊興の場といったイメージを払拭する必要があると考え、砂浜における飲酒の禁止と、音響機器による音楽・音声を発することの禁止などを盛り込んだ条例改正を行うものです。

なお、これまで海水浴場の健全化について検討を重ねてきた「鎌倉市海水浴場健全化検討部会」においては、海を家の営業に関するルールや、海水浴場外でのマナー改善の問題について、引き続きの協議を進めてまいります。

◆ 改正の主な内容



利用者（海水浴客）のマナーに反する迷惑行為

利用者（海水浴客）のマナーに反する迷惑行為全般を、禁止行為とし、指導・勧告さらには中止・退去命令を行うことを盛り込み、また風紀悪化の要因と考えられる海水浴場の砂浜での飲酒と音響機器の使用を禁止とします。

現行条例	改正案
次の9項目の迷惑行為を行わないよう努める（努力義務）	次の9項目の迷惑行為を してはならない（禁止行為） ・違反者に対し、指導・勧告、中止・退去命令
①他人を畏怖させる入れ墨を露出すること。	① 変更なし
②音響機器等を用いて80デシベルを超える音楽や音声を発すること。	②音響機器等を用いて 音楽や音声を発すること。
③酒に酔って他人に迷惑をかけること。	③ 海の家のお店以外の場所で飲酒すること。
④乱暴な言動で、人を怖がらせること。	④ 変更なし
⑤ゴミ箱以外の場所にゴミを捨てること。	⑤ 変更なし
⑥喫煙所以外の場所で喫煙すること。	⑥ 変更なし
⑦海を家の店舗以外でバーベキューや火気を使用すること。	⑦ 変更なし
⑧遊泳区域内に動物を入れること。	⑧ 変更なし
⑨危険な遊具（ブーメラン、サッカーボール等）を使用すること。	⑨ 変更なし

◆ 参考資料

① 苦情件数、犯罪等発生件数の変遷

○市に寄せられた苦情件数

	風紀苦情	騒音苦情	その他	合計
H24	2件	4件	4件	10件
H25	24件	2件	5件	31件
H26	42件	3件	15件	60件

3倍
2倍

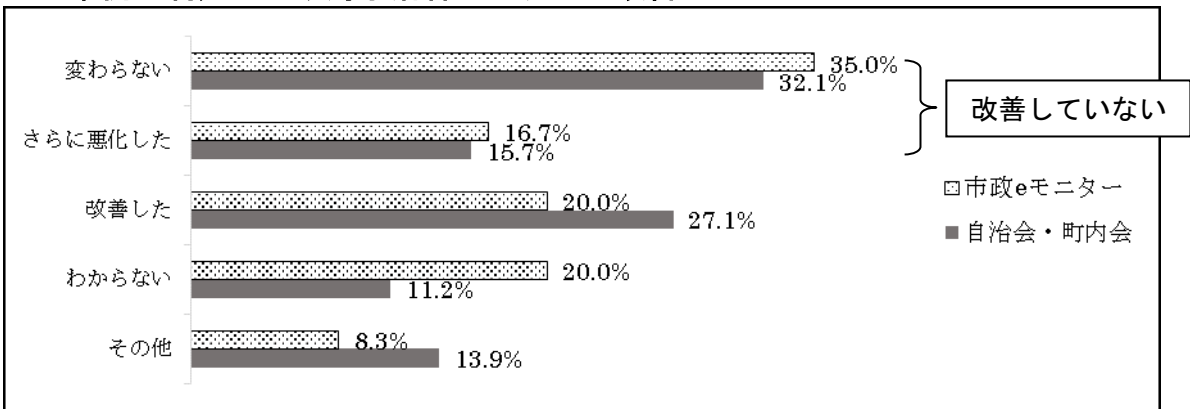
○犯罪発生件数（鎌倉警察署の被害届受理件数）

	窃盗	傷害・暴行	その他	合計
H24	5件	1件	1件	7件
H25	8件	5件	2件	15件
H26	15件	7件	8件	30件

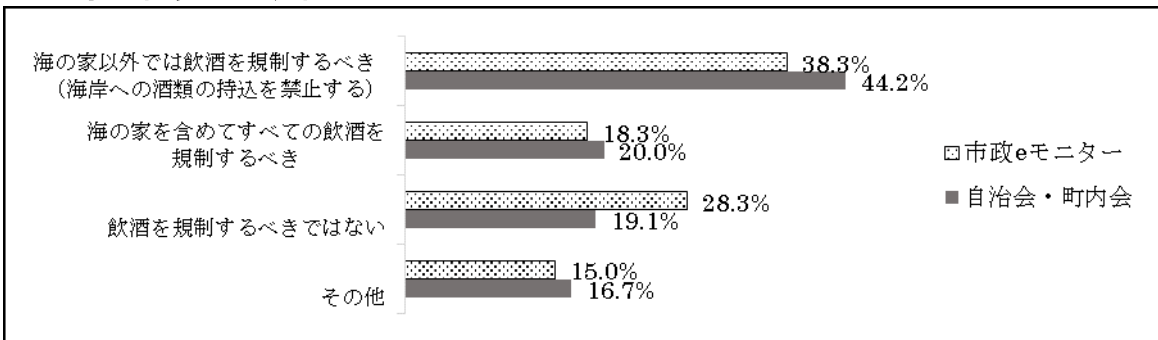
2倍
2倍

② 市政eモニター、近隣自治会・町内会アンケート（抜粋）

○ 条例の制定により海水浴客のマナーは改善したか



○ 海水浴場での飲酒について



※アンケート実施概要（9月下旬～10月上旬）

- ・ 市政 e-モニター：120 名回答／292 名（回答率 42.0%）
上記グラフは全回答者 120 名のうち、実際に海水浴場に行った 60 名の回答を集計
- ・ 近隣自治会・町内会：591 世帯回答／1530 世帯（回答率 38.6%）

③ アンケートや部会から寄せられた主な意見

○ 市政 e-モニター、近隣自治会・町内会アンケート

- ・街中を水着で歩くことは、見苦しいので規制してほしい。
- ・逗子や藤沢など近隣市から風紀の悪い若者が流れてきた。他の海水浴場に歩調を合わせ、鎌倉市も厳しい規制をするべき。
- ・駅から海岸に向かう道での、若者のマナー（飲酒、タバコ、大声で騒ぐ、入れ墨を露出する等）がひどい。
- ・若者が楽しむだけでなく、ファミリーが楽しめる海水浴場にしてもらいたい。
- ・ゴミ箱の設置数を増やして、ゴミが散乱しないようにしてほしい。
- ・騒音・飲酒・刺青と言った、未成年に悪影響のある施設は撤廃してほしい。
- ・若者達はスーパーやコンビニでお酒や食べ物を買込み、さんざん騒いでゴミを捨てて汚くしていく。夏の夕方の浜はゴミだらけ。悲しくなります。
- ・海水浴場の BGM は、波と風の音で十分。ライブハウスは必要ありません。
- ・住民のゴミステーションに海水浴客がゴミを捨てていくのが迷惑。
- ・あまり規制ばかりすると、夏の賑わいが失われ、若者離れにもつながる。

○ 鎌倉市海水浴場健全化検討部会

- ・鎌倉の海は規制が緩いから騒いでも平気と思われないような条例、対策が必要だと思う。
- ・街中を水着で歩き回るのは見苦しいのでやめてもらいたい。酒に酔って気が大きくなるのは仕方がないが、非常に迷惑。
- ・海の家が遅くまで営業しているから駅までの道で大きな声で歩きとともうるさく迷惑。
- ・砂浜にテントを持ち込んで、大量の飲酒、大音量の音楽で宴会を開いていた若者が風紀を悪化させた。
- ・来年は海岸での飲酒、喫煙、入れ墨の露出を今年以上に厳しく規制すべき。
- ・何でも自由にできる鎌倉の海という印象が若者にはあるようで、マナーの悪さや犯罪が増加するのではと心配。
- ・海は自然を楽しむ場所であり、ライブハウスやクラブ営業をするべき場所ではない。
- ・入れ墨を格好よいと思っている若者が多い様子。しかし、住人で子育て世代には、そういった人たちを怖いと感じる。
- ・海の家規制には当たらない夜間の花火や騒音には毎年悩まされる。

平成26年6月30日
条例第2号

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例をここに公布する。

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の海水浴場におけるマナーの向上について、基本理念及び必要な事項を定め、市、海浜事業者、海水浴場の利用者の責務を明らかにすることにより、もって安心して快適な海水浴場とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海水浴場 神奈川県海水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号。以下「県条例」という。)第9条第1項の規定による神奈川県知事の許可を受け、市長が設置する材木座海水浴場、由比ガ浜海水浴場及び腰越海水浴場をいう。
- (2) 海浜事業者 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項の規定による神奈川県知事の許可又は漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による市長の許可を受け、海水浴場において、更衣所、休憩所、飲食店若しくは物品の販売その他の営業を行うための店舗を設置し、若しくは運営する者又はその従業者をいう。
- (3) 海水浴場におけるマナーに反する迷惑行為 別表に掲げる行為をいう。

(基本理念)

第3条 明治初期から続く伝統ある海水浴場が、今後も多くの人から愛され続けるために、海水浴場に関わる全ての人々が「他人を思いやり、お互いが快適に楽しめる海水浴場」を目指し、海水浴場におけるマナーの向上に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、海水浴場におけるマナーに反する迷惑行為の防止及びマナーの向上のために必要な施策を実施しなければならない。

(海浜事業者の責務)

第5条 海浜事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、安心して快適な海水浴場とするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により実施する市の施策に協力しなければならない。

(海水浴場の利用者の責務)

第6条 海水浴場の利用者は、基本理念にのっとり、海水浴場におけるマナーに反する迷惑行為を行わないよう努めるとともに、第4条の規定により実施する市の施策に協力しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条)

他人を畏怖させる入れ墨を露出すること。
音響機器等を用いて80デシベルを超える音楽や音声を発すること。
酒に酔って他人に迷惑をかけること。
著しく粗野又は乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他人に不安を覚えさせること。
ごみを捨てることができる場所として市長が指定した場所以外の場所にごみを捨て、又は放置すること。
喫煙をすることができる場所として市長が指定した場所以外の場所で喫煙すること。
海浜事業者が設置する店舗以外の場所でバーベキューを行うことその他裸火を使用すること(喫煙を除く。)
県条例第2条第3項に規定する遊泳区域内に動物を入れること。
人の身体に危害を及ぼすおそれがある遊具を使用すること。